

日本司法支援センター
平成21年細則第6号
改正 平成22年3月18日
平成22年細則第2号
改正 平成23年3月25日
平成23年細則第1号
改正 平成23年5月16日
平成23年細則第4号
改正 平成24年5月16日
平成24年細則第2号

国選弁護人の事務に関する契約約款別紙報酬及び費用の算定基準第32条第2項第2号、国選付添人の事務に関する契約約款別紙報酬及び費用の算定基準第20条第2項第2号及び国選被害者参加弁護士の事務に関する契約約款別紙報酬及び費用の算定基準第15条第2項第2号に規定する自家用車を使用して遠距離移動をした場合の交通費の算定に関する細則を次のように定める。

平成21年5月21日

日本司法支援センター
理事長 寺 井 一 弘

国選弁護人の事務に関する契約約款別紙報酬及び費用の算定基準第32条第2項第2号、国選付添人の事務に関する契約約款別紙報酬及び費用の算定基準第20条第2項第2号及び国選被害者参加弁護士の事務に関する契約約款別紙報酬及び費用の算定基準第15条第2項第2号に規定する自家用車を使用して遠距離移動をした場合の交通費の算定に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、国選弁護人の事務に関する契約約款別紙報酬及び費用の算定基準(以下「国選弁護人算定基準」という。)第32条第2項第2号、国選付添人の事務に関する契約約款別紙報酬及び費用の算定基準(以下「国選付添人算定基準」という。)第20条第2項第2号及び国選被害者参加弁護士の事務に関する契約約款別紙報酬及び費用の算定基準(以下「国選被害者参加弁護士算定基準」という。)第15条第2項第2号の規定による交通費の算定に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(交通費を支給する場合及びその種類)

第2条 国選弁護人算定基準第32条第2項第2号、国選付添人算定基準第20条第2項第2号及び国選被害者参加弁護士算定基準第15条第2項第2号に規定する交通費は、次の各号に掲げる場合に支給する。

- 一 国選弁護人算定基準第32条第2項第2号により算定される額が同項第3号により算定される額を超える場合
- 二 国選付添人算定基準20条第2項第2号により算定される額が同項第3号により算定される額を超える場合
- 三 国選被害者参加弁護士算定基準第15条第2項第2号により算定される額が同項第3号により算定される額を超える場合

2 前項の交通費は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 自家用車による移動に要する燃料（ガソリン及び軽油をいう。以下同じ。）に関する費用
- 二 有料道路の通行料金（有料道路の利用が通常の経路と認められる場合に限る。）
（用語の定義）

第3条 次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるものとする。

- 一 基準燃費 移動開始日において公表されている最新の自動車燃費一覧（国土交通省自動車交通局資料）に記載されているガソリン乗用車全体の燃費平均値
- 二 基準燃料価格 使用した自家用車の燃料の種類に応じて、資源エネルギー庁が公表する都道府県別レギュラー揮発油店頭現金価格又は軽油店頭現金価格に関する週次調査にある燃料の全国平均価格のうち、移動開始日の属する月の前月の最も早い調査日の価格

（燃料に関する費用の計算）

第4条 第2条第2項第1号の燃料に関する費用は、次の算式により算定する。

当該移動の出発地から目的地まで通常の経路により移動した場合の距離（往復）÷ 基準燃費 × 基準燃料価格

（有料道路の通行料金）

第5条 有料道路の通行料金は、一般国選弁護人契約弁護士、一般国選付添人契約弁護士又は一般被害者参加弁護士契約弁護士が現に支払った額とする。

附 則

この細則は、平成21年5月21日から施行する。

附 則（日本司法支援センター平成22年細則第2号）

この細則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（日本司法支援センター平成23年細則第1号）

この細則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（日本司法支援センター平成23年細則第4号）

（施行期日）

第1条 この細則は、平成23年5月16日から施行する。

（経過措置）

第2条 変更後の細則は、移動開始日が平成23年5月1日以降である移動について適用し、移動開始日が同日より前である移動については、なお従前の例による。

附 則（日本司法支援センター平成24年細則第2号）

（施行期日）

第1条 この細則は、平成24年5月16日から施行する。

（経過措置）

第2条 変更後の細則は、移動開始日が平成24年5月1日以降である移動について適用し、移動開始日が同日より前である移動については、なお従前の例による。